

# 富田林市自殺対策総合計画



～誰も自殺に追い込まれることのない富田林市の実現をめざして～

平成31（2019）年度～平成35（2023）年度

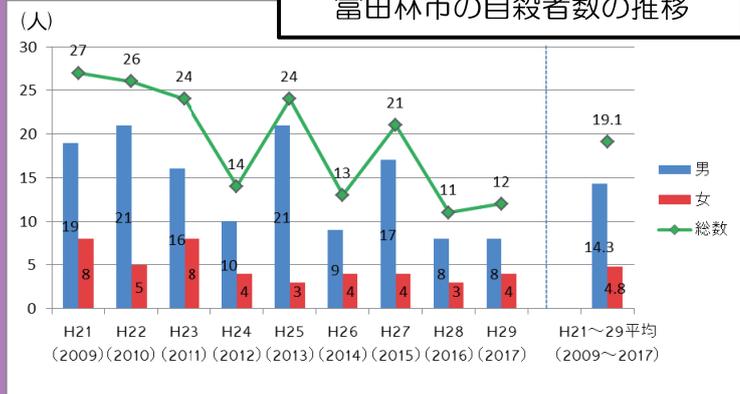
概要版

## 富田林市の自殺の現状

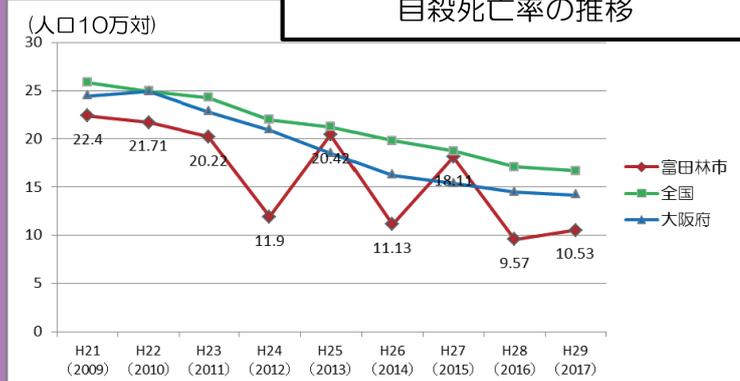
- 年間の自殺者数は平均で約19人
- 自殺死亡率※1は全国や大阪府に比べると低い傾向
- 年齢別の自殺者数は60歳以上が多い
- 20歳未満の自殺者数は減少していない
- 同居人がいる人が独居の人より多い
- 無職者が有職者より多い

※1 自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺死亡者数を指します。

富田林市の自殺者数の推移



自殺死亡率の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

## 富田林市の主な自殺の特徴

特別集計 自殺日・住居地、H24(2012)～28(2016) 合計

上位5区分※2	背景にある主な自殺の危機経路
1：男性60歳以上無職同居	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2：男性40～59歳有職同居	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
3：男性40～59歳無職同居	失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状態→自殺
4：男性20～39歳有職同居	職場の人間関係、仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
5：女性60歳以上無職同居	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

※2 自殺者数の多さに基づき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順としています。

自殺総合対策推進センターの分析から、本市における平成24（2012）年から平成28（2016）年の5年間での自殺者数の多い上位5区分が抽出されました。

これら上位5区分を本市として支援が優先されるべき対象群とし（高齢者支援、生活困窮者支援、勤務・経営問題への支援、無職者・失業者支援）、特に本計画では高齢者・生活困窮者に対して重点的に支援を進めます。

# ～誰も自殺に追い込まれることのない富田林市の実現をめざして～



目標値	平成27(2015)年	平成35(2023)年
自殺死亡率の減少 (人口10万対)	18.11	10.00

国は平成38(2026)年までに、自殺死亡率を平成27(2015)年と比べて30%以上減少させることを目標として定めました。本市としては、近年の状況から既に30%の減少は達成できているため、本計画では平成35(2023)年までに約44%の減少を目標とします。



## 【いのちを支える自殺対策における取組】

### ～基本施策～

基本施策  
1

#### 地域におけるネットワークの強化

行政、関係団体、民間団体、企業、市民等の地域におけるネットワークを強化し、既存のさまざまな分野での取組の推進や地域での見守り支援の拡大等を図ります。

- ① 庁内・庁外における連携・ネットワークの強化
- ② 地域における連携・ネットワークの強化

成果指標	目標値 平成35(2023)年度	指標設定の考え方
自殺対策連絡会議の開催	毎年2回	現在も2回実施していますが、今後は連携をより強化するため内容を充実させ引き続き毎年2回実施します。

基本施策  
2

#### いのちを支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対し、より多くの人々が、早期に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担えるよう養成に努めます。

- ① 自治体職員を対象とする研修の充実
- ② 関係機関（自治体職員以外）を対象とする研修の充実
- ③ 市民を対象とする研修の充実
- ④ 自殺対策従事者や関係者の心のケアの強化



成果指標	目標値 平成35(2023)年度	指標設定の考え方
ゲートキーパー養成研修 開催回数	毎年8回以上	現在は自治体職員、関係機関や市民へ毎年3～4回実施していますが、8回以上の実施を目標とします。

基本施策  
3

#### 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る」こと、危機に陥った場合には「誰かに援助を求め」ることが適切です。その認識が社会全体で共有されるよう、普及啓発活動を積極的に行います。

- ① こころの健康づくり・生きる支援についての知識の普及・啓発の強化
- ② メディア等を活用した啓発活動の充実

成果指標	目標値 平成35(2023)年度	指標設定の考え方
啓発リーフレットの配布枚数	毎年2,000枚	小中学校の出前講座、妊娠届出時、各種がん検診等の機会に配布します。

基本施策  
4

#### 生きることの促進要因への支援

さまざまな分野において「生きることの阻害要因」を減らす取組や、「生きることの促進要因」を増やす取組を行います。

- ① 相談体制と相談窓口情報の充実
- ② 安心・安全なまちづくりの促進
- ③ 子ども・若者への支援及び居場所づくりの充実
- ④ 妊産婦・子育てをしている保護者への支援の充実



成果指標	目標値 平成35(2023)年度	指標設定の考え方
こんには赤ちゃん訪問実績	97%	平成29(2017)年度の実績は95.5%であり、本計画の目標として97%をめざします。
育児支援家庭訪問利用世帯数	毎年20世帯 (実数)	平成29(2017)年度の実績は17世帯であり、本計画の目標として20世帯をめざします。

基本施策  
5

#### 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標に、先生や保護者以外の大人にも相談ができるよう、学校を通じてSOSの出し方に関する教育を実施します。

- ① SOSの出し方に関する教育の充実
- ② SOSを出しやすい環境づくりの強化

成果指標	目標値 平成35(2023)年度	指標設定の考え方
小学生向け人権擁護委員による 「人権教室」実施回数	毎年4回以上	現在毎年2回実施していますが、4回以上の実施を目標とします。
中学生向け保健師による 「いのちの教育」実施回数	毎年4回以上	現在毎年3～4回実施していますが、4回以上の実施を目標とします。

## 【いのちを支える自殺対策における取組】

### ～重点施策～

重点施策  
1

#### 高齢者対策

高齢者と高齢者を支える家族・介護者等に対する支援を強化し、社会的に孤立することを防ぎます。また、生きがいを感じられるような地域づくりを進めることで、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための施策の推進を図ります。

- ① 相談体制と相談窓口情報の充実
- ② 高齢者を支える人材育成の強化
- ③ 包括的な支援のための連携の推進
- ④ 社会参加の促進と孤立・孤独の予防
- ⑤ 生活不安を抱える高齢者に対する生活支援の充実



成果指標	目標値 平成35(2023)年度	指標設定の考え方
認知症サポーター養成講座 の受講人数	のべ2,873人 平成31(2019)年～平成 35(2023)年の受講人数の合計	平成35(2023)年までに人口の12%相当の人が受講することをめざします。

重点施策  
2

#### 生活困窮者対策

生活困窮の背景としては多様な問題を複合的に抱えていることが多いことを踏まえ、関係部署が連携しながら包括的な生きる支援を図ります。

- ① 相談支援の充実
- ② ハイリスク者に対する個別支援の充実

成果指標	目標値 平成35(2023)年度	指標設定の考え方
生活保護受給者等就労自立促進事業 による就職者数	毎年36人	平成30年度実施計画による目標数を基にしています。内訳として、生活保護受給者30人、生活困窮者2人、児童扶養手当受給者2人、住居確保給付金受給者2人となります。

## 【生きる支援関連施策】

基本施策や重点施策の中での取組だけでなく、既存の取組や事業に自殺対策の視点を加えることで、より包括的・全庁的に自殺対策を進めます。



## 計画の趣旨

わが国の自殺者数の年次推移は減少傾向にありますが、自殺死亡率は世界の主要先進7か国の中では最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えるという非常事態が続いています。

本市では、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、「富田林市自殺対策連絡会議」を設置・開催する等して、自殺対策の取組を進めてきました。

平成28（2016）年に改正された自殺対策基本法において、全ての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられ、本市としても市の自殺対策計画を策定し、「生きることの包括的な支援」として、地域全体で自殺対策に取り組み、「誰も自殺に追い込まれることのない富田林市」の実現をめざします。

## 計画の位置づけ

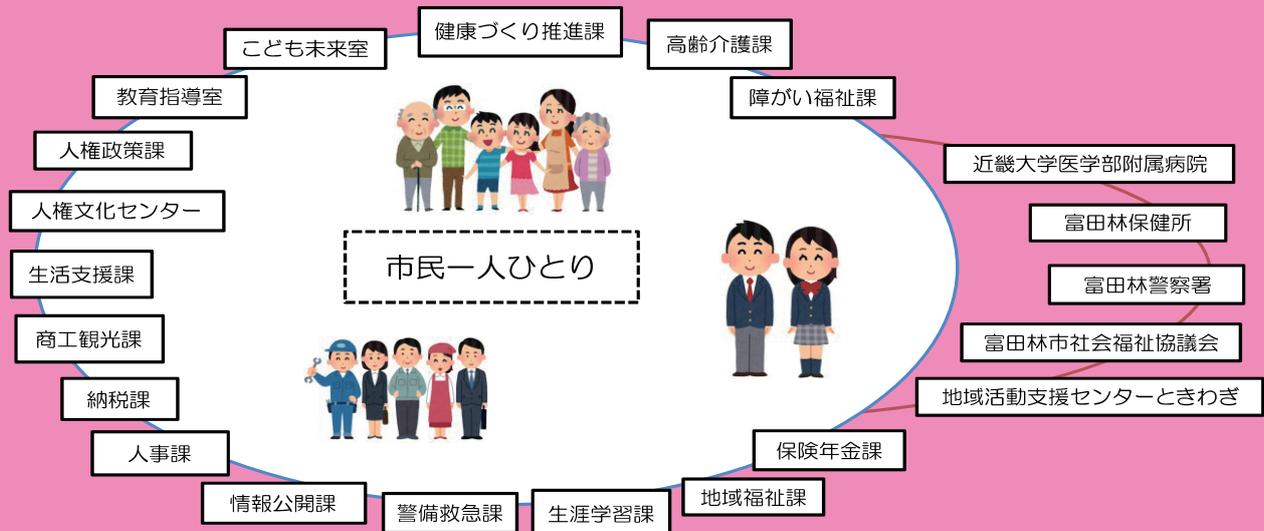
本計画は、平成28（2016）年に改正された自殺対策基本法に基づき、国が定めた「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会実現をめざして～」の趣旨を踏まえて、同法第十三条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

本計画は、市の最上位計画「富田林市総合ビジョンおよび総合基本計画」を基とし、健康増進計画「健康とんだばやし21（第二次）及び食育推進計画」やその他自殺対策に関連する他の計画と連携を図るものです。

## 自殺対策の推進体制

自殺対策の推進については、関係機関及び本市関係部署で構成する富田林市自殺対策連絡会議において、市の総合的な対策を推進します。また、本連絡会議では、それぞれの分野で課題を探り、連携を強化し、事業の推進に努めるとともに、進行状況の確認や評価を行います。

なお、本計画の取組状況や目標値については、事務局である健康づくり推進課にて把握し、計画の適切な進行管理に努めます。



発行日：平成31（2019）年3月

編集・発行：富田林市 健康推進部 健康づくり推進課

〒584-0082 富田林市向陽台一丁目3番35号

電話 0721-28-5520 FAX 0721-29-7760

